

三木市ゴルフ協会会員規定

第1条 この規定は三木市ゴルフ協会（以下「本協会」という。）規約第5条に基づき会員に関することについて定める。

第2条 入会は規約第3条に基づき、本協会の目的に賛同するものが、会員になることができる。

第3条 会員は市内に在住する者、若しくは市内事業所に勤務する者を対象とする。

但し、次の各号に該当するものは、会員になることができない。

- (1) 暴力団対策法による指定暴力団その他これに類する暴力団の構成員であるとき。
- (2) 集団、または常習として暴力的行為を行う虞があると認められるとき。
- (3) その他公の秩序若しくは善良な風俗に反する行為をなす虞があると認められるとき。

第4条 会員は、本会員としての資格や権利を他のものに譲渡または貸与してはならない。

第5条 この規定に定めるほか、会員に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別に定め、または変更することができる。

付則 この規定は平成18年9月5日から施行する。